第二十条第一号中「以下第二十二条まで、第二十三条の二及び第二十三条の五」を「第二十三条の三第六項を除き、以下第二十三条の四まで」に改める。

第二十二条第三項中「事項を」を「事項（第五号及び第六号に掲げる事項にあつては、当該申告書に係る課税期間において法第十五条の三第一項第一号に掲げる資産の譲渡について同項の規定の適用を受ける同号の国外事業者が当該申告書を提出する場合に限る。）を」に改め、同項第一号中「申告書に係る」を削り、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　当該課税期間中に行つた法第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる資産の譲渡の別に区分した同条第二項に規定する対価の額の合計額及びその明細

六　当該課税期間中に行つた課税貨物の保税地域からの引取りに係る法第三十条第八項第三号に掲げる事項その他の当該課税貨物に関する事項

第二十三条の三を削り、第二十三条の四を第二十三条の三とし、第二十三条の五を第二十三条の四とする。

第二十六条第一項第一号ハ中「法人」の下に「（人格のない社団等を含む。第六号ロ及び第二十六条の四において同じ。）」を加える。

第二十六条の二第一項第一号中「以下この号、次項第一号及び第三項第一号」を「次号を除き、以下この条」に、同項第二号中「次号」を「次号及び第二十六条の十第一項」に、「同項第二号イ」を「法第五十七条の二第五項第二号イ」に、「次条第一号」を「以下この章」に改め、同項第三号中「第二十六条の七第一項及び第二十六条の九」を「以下この章」に改める。

第二十六条の三第一号中「（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）」を削り、「同条第六項第二号ハ」を「法第五十七条の二第六項第二号ハ」に改め、「書面をいう」の下に「。第二十六条の十一第一号において同じ」を加える。

第二十六条の七第一項中「（法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同条第四項中「の末日の翌日から二月を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改める。

第二十六条の九の次に次の二条を加える。

（特定少額資産販売事業者の登録申請書の記載事項等）

第二十六条の十　法第五十七条の七第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　申請者が特定国外事業者である場合には、その旨並びに税務代理人の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三　申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所等の所在地

四　その他参考となるべき事項

2　法第五十七条の七第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号（法第五十七条の七第四項の登録番号をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二　変更の内容

三　その他参考となるべき事項

3　法第五十七条の七第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二　法第五十七条の七第一項の登録の取消しを求める旨

三　その他参考となるべき事項

（特定国外事業者に係る特定少額資産販売事業者の登録申請書の添付書類）

第二十六条の十一　令第七十条の十五に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面

二　その他参考となるべき書類

第二十七条第一項第一号ハ中「課税資産の譲渡等（」の下に「特定少額資産の譲渡に該当するもの及び」を加え、同条第六項中「書類に記載され」を「書類（これらの書類に係る電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載され、又は記録され」に、「第八項及び第九項」を「次項及び第八項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に、「前項に規定する」を「同項に規定する書類に係る」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項及び前項」を「前二項」に、「第七項に規定する」を「第六項に規定する書類に係る」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十七条の二第一項中「第七十一条の二第一項第九号」を「第七十一条の二第一項第十号」に、「第五条第四項に規定する電磁的記録及び第十六条第四項」を「第五条第一項並びに第十六条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第八号」を「第九号」に、「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「第十六条第六項」を「第十六条第五項、第十九条の二第二項」に、「当該」を「これらの」に改める。

第二十九条　削除